

令和5年度事業計画

社会福祉法人養徳園

児童養護施設 養徳園

養徳器成

「徳を養い器成す」これが本園における養育の根本にある理念である。徳とは何か。養徳園の創設者である野沢益治は、子どもにもわかるように「明るく、素直に、温かく」とおっしゃっていた。子ども一人ひとりの権利擁護に努め、明るい心、素直な心、温かい心を育てることで、人格の涵養に努め、ひいては望ましい社会人として社会に送り出していくこと。これが野沢益治が目指したものであった。

援助目標

“明るく、素直に、あたたかく”をモットーに、あいさつを大切に、すべての児童が将来望ましい社会人になるよう援助する。

援助の基本方針

- 児童福祉法及び児童憲章、子どもの権利に関する条約の理念を理解し、常に子どもの最善の利益を考慮した援助に努める。
- 家庭崩壊等で精神的ダメージを受けている現状を鑑み、子ども一人一人の共感的理解に努める。
- 本園が子どもの精神的安定の場となるよう、職員と子どもとの関係性を重視し、家庭的養護の推進に努める。
- 子どもとかかわり続ける方針の下、退所後の援助にも心を砕き、子どもの社会的自立を支援する。
- 地域とのかかわりを重視し、地域の養育力を最大限生かした援助に努める。

職員に求められること

求められる人間性		
<p>子どもと共に生活することによって、児童の生命を守り人権を擁護する強い決意とともに、『人間の尊厳』を願って、自らも専門職業人として成長して生きていく態度を持ち、ひいてはひとりの人間として人格の陶冶を目指すこと。</p>		
求められる資質		
<p>○子どもの立場に立った物事の考え方ができること。 ○職員のチームワークを前向きに深め、その中で自分の専門性を発揮しようとする事。 ○施設の特色を把握し、その特色を上手く活用し、限られた予算の範囲内で可能な限り子どもにとって最高のサービスができるよう、積極的に努力すること。</p>		
求められる職員像		
経験年数	勤務態度	能力（専門性）
3年目まで	就業規則を遵守し職務に励むとともに、職務分担表にある係分担を先輩職員の助言を求めながら確実に遂行することができる。	児童養護施設の目的及び本園の援助方針を理解して児童への援助を適切に行なうことができる。（児童への接し方に愛情と温かさが感じられるか。）
5年目	職場における自己の役割を理解し、他の職員と協力して責任をもって職務を遂行できるとともに、会議などで自分の意見をはっきりと述べるができる。	児童と信頼関係を築いていくための資質と技能を身につけているとともに、育児、保育、教育、心理、グループワーク、相談援助など児童の援助に関わる分野で、必要最小限の知識を身につけている。（被虐待児など関係形成の難しい児童に対して場に応じた対処ができるか。保護者に対しても指導助言を行なうことができるか。）
10年目	率先して職務を遂行し、かつ、施設全体の職務の遂行状況を把握して若手職員を補助することができるとともに、行事等の企画立案では創造性を発揮することができる。	経験と知識に基づき児童を客観的に理解し適切な支援プランを作成することができるとともに、若手職員へも適切な指導助言を行なうことができる。（ケース会議等では専門的見地から積極的に発言し、各児童の自立支援計画の策定に関与しているか。日常の援助場面で他の職員から相談を受けているか。）
20年目	他の職員の模範となるよう職務を遂行することとともに、他の職員への指導助言を適切に行なうことができるなど、他の職員から信頼されている。	育児、保育、教育、心理、グループワーク、相談援助など児童の援助に関わる分野のいずれかで高度の専門的知識技能を有し、それを処遇に生かすとともに、他の職員にも伝えていくことで職場全体のレベルアップに寄与しているか。

児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のために

【10の基本原則】

1. 入所児童の人格の尊厳を尊重し、子どもの権利擁護と養育に努める（権利擁護）
2. 入所児童の育ちの拠点として、子どもの成長、発達する権利を保障する（成長の保障）
3. 入所児童の一人ひとりの個性を尊重し、子どもの悩みや相談、そして願いや要求に真摯に向き合い、子どもの主体的な意思や自己決定の過程を支援する（主体性の尊重）
4. 入所児童のプライバシーを守り、子どもとの信頼関係を醸成することや、子どもたちの良好な人間関係を築く（信頼関係）
5. 入所児童が安心して、安全・安定した生活の営みを得られるように援助・支援をはかるとともに、施設における生活環境づくりに努める（安定した生活）
6. 入所児童に対する体罰や不適切な関わりは人権侵害であり、いかなる理由があれ、許さない（人権侵害の否定）
7. 児童養護施設の事件、事故については、リスクマネジメントの観点から、その発生予防を第一義とし、事件等の発生時においては、迅速かつ適切に対応する（発生の予防と対応）
8. 児童養護施設においては、常に施設全体での法令遵守と倫理意識の高揚に努めるとともに、職員が倫理観を確立させ、人間的な成長と研鑽に努めるよう働きかけていく（倫理観の確立）
9. 児童養護施設が子どもの権利擁護の拠点であるとの使命と役割を認識し、職員が子ども一人ひとりに適切な援助・支援、対応が行われているか、常に点検と職員間の十分な連携をはかるとともに、職員が援助・支援の方法と技術を習得するよう、働きかけていく（点検と研鑽）
10. 保護者をはじめ、児童相談所など関係機関や専門職、地域住民やボランティアなどと連携協力し、地域社会からも信頼され、地域とともに歩む施設運営に努める（地域社会との連携）

【人権の尊重に基づく行動規範】

1. 法人・施設の役員および職員は、子どもに対していかなる理由があっても、体罰や不適切な関わりは一切行わない
2. 法人・施設の役員および職員は、子どもに対して人格を傷つけ、否定するような態度や差別的な言動をとらない
3. 法人・施設の役員および職員は、子どもの人格を尊重した呼称を基本とし、子どもの訴えなどに対して無視、放置や威圧的な態度をとらない
4. 法人・施設の役員および職員は、子どものプライバシーの保護をはかるとともに、個人情報等を他に漏らしてはならない
5. 法人・施設の役員および職員は、子どもへの当該施設職員等による体罰や不適切な関わり等の事実があった場合は、これを明らかにするとともに、役職員側に非がある場合は真に謝罪する

全国児童養護施設協議会 倫理綱領

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国児童養護施設協議会

原 則

児童養護施設に携わるすべての役員・職員(以下、『私たち』という。)は、日本国憲法、世界人権宣言、国連・子どもの権利に関する条約、児童憲章、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉施設最低基準にかかげられた理念と定めを遵守します。

すべての子どもを、人種、性別、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、保護者の社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重します。

使 命

私たちは、入所してきた子どもたちが、安全に安心した生活を営むことができるよう、子どもの生命と人権を守り、育む責務があります。

私たちは、子どもの意思を尊重しつつ、子どもの成長と発達を育み、自己実現と自立のために継続的な援助を保障する養育をおこない、子どもの最善の利益の実現をめざします。

倫理綱領

1. 私たちは、子どもの利益を最優先した養育をおこないます

一人ひとりの子どもの最善の利益を優先に考え、24時間365日の生活をとおして、子どもの自己実現と自立のために、専門性をもった養育を展開します。

2. 私たちは、子どもの理解と受容、信頼関係を大切にします

自らの思いこみや偏見をなくし、子どもをあるがままに受けとめ、一人ひとりの子どもとその個性を理解し、意見を尊重しながら、子どもとの信頼関係を大切にします。

3. 私たちは、子どもの自己決定と主体性の尊重につとめます

子どもが自己の見解を表明し、子ども自身が選択し、意思決定できる機会を保障し、支援します。また、子どもに必要な情報は適切に提供し、説明責任をはたします。

4. 私たちは、子どもと家族との関係を大切にした支援をおこないます

関係機関・団体と協働し、家族との関係調整のための支援をおこない、子どもと、子どもにとってかけがえのない家族を、継続してささえます。

5. 私たちは、子どものプライバシーの尊重と秘密を保持します

子どもの安全安心な生活を守るために、一人ひとりのプライバシーを尊重し、秘密の保持につとめます。

6. 私たちは、子どもへの差別・虐待を許さず、権利侵害の防止につとめます

いかなる理由の差別・虐待・人権侵害も決して許さず、子どもたちの基本的人権と権利を擁護します。

7. 私たちは、最良の養育実践を行うために専門性の向上をはかります

自らの人間性を高め、最良の養育実践をおこなうために、常に自己研鑽につとめ、養育と専門性の向上をはかります。

8. 私たちは、関係機関や地域と連携し、子どもを育みます

児童相談所や学校、医療機関などの関係機関や、近隣住民・ボランティアなどと連携し、子どもを育みます。

9. 私たちは、地域福祉への積極的な参加と協働につとめます

施設のもつ専門知識と技術を活かし、地域社会に協力することで、子育て支援につとめます。

10. 私たちは、常に施設環境および運営の改善向上につとめます

子どもの健康および発達のための施設環境をととのえ、施設運営に責任をもち、児童養護施設が高い公共性と専門性を有していることを常に自覚し、社会に対して、施設の説明責任にもとづく情報公開と、健全で公正、かつ活力ある施設運営につとめます。

2010年5月17日 制定

法人としての取り組み（中長期的目標）

令和5年4月

1 施設養護の充実

次のように家庭的養護の推進、里親委託の推進、併せてアフターケアの充実を目指していく。

	養徳園	氏家養護園
2022年度までの状況	<p>定員 40名 完全ユニット化 小規模グループケア 6か所 （本館 3か所、分園 3か所） 地域小規模施設 2か所 家庭支援専門相談員 2名配置 里親支援専門相談員 自立支援専門相談員の配置 児童家庭支援センターの設置 （27年4月） 夜間・休日相談体制整備事業受託 （28年4月）</p> <p>受け入れ定員 52名</p>	<p>定員 40名 完全ユニット化 小規模グループケア 6か所 （本館 4か所、分園 2か所） 家庭支援専門相談員 2名配置 里親支援専門相談員の配置 自立支援専門相談員の配置 南小学童保育センター運営受託 子ども食堂（南っ子食堂）休業→宅食</p> <p>受け入れ定員 40名</p>
2023年度	<p>地域小規模児童養護施設 1か所を分園型 小規模グループケアに転換 野沢ホーム転換（実習生及び電話相談利用） 小規模グループケア 6か所 （本館 3か所、分園 3か所） 地域小規模児童養護施設 1か所 一時保護受け入れ 4名 里親レスパイト拠点の整備 3人目の家庭支援専門相談員配置</p> <p>受け入れ定員 50名</p>	<p>6月に分園新設（6名）→ 小規模化グループケア 7か所 （本館 4か所、分園 3か所） 3人目の家庭支援専門相談員配置 2人目の里親支援専門相談員配置</p> <p>受け入れ定員 40名</p>
2029年度まで	<p>地域分散化を進める。 本館 小規模グループケア 3か所 分園型グループケア 3か所 一時保護受け入れ 4名 野辺山の家廃止→喜連川町内にグループホーム 新設</p> <p>受け入れ定員 50名</p> <p>西那須野地区に児童家庭支援センター機能を 有する地域小規模施設（6名）及び一時 保護受け入れ施設を整備</p>	<p>地域分散化を進める。 本館 6名のユニット 4か所 氏家地区に分園型小規模グループケア （4～6名）を 3か所整備</p> <p>受け入れ定員 40名</p>

2 新しい社会的養育ビジョンへの対応

「新しい社会的養育ビジョン（以下、新ビジョン）」に基づき、2029年までの都道府県推進計画が策定された。この計画は、児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を、概ね10年程度で実現すること念頭に置き策定されている。

これらは地域それぞれの実情に合わせて具現化されていくことになると思われる。養徳園が所在する栃木県及びさくら市の状況を改めて精査するとともに、こうした方向性を全職員が共有していきたい。

3 小規模化及び地域分散化の推進

養徳園においては、昨年度より4名定員のグループホームが認められたことで、手狭感のあるグループホーム（野沢・野辺山・オアシス）の定員を6名から4名に引き下げたい。併せて一時保護やショートステイに対応するための定員枠を設定したい。将来的には、本体施設は一時保護やショートステイへの対応、さらに里親委託予定児童の生活の場として機能させたい。

氏家養護園においては、氏家地区（南小学区）にグループホーム3か所を確保することで地域分散化を完成させたい。そのことで現在利用している琴平の家及びみやこ家が空くことになるが、返却するのか、新たに利用するとしたらどんな機能をもたせるのか検討していきたい。

4 地域の子育て支援への参画

新ビジョンにおいて要保護児童への在宅支援の推進が謳われている。施設の多機能化の具体策として下記の取組を行っていきたい。

・児童家庭支援センターの機能の強化

近隣市町の要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）との連携にはもっとも力を入れ、併せてショートステイ及びトワイライトステイの受け入れ体制を整備するとともにヤングケアラーへの対応についても考えていきたい。

・学童保育センターにおける支援の充実

29年度から南小学童保育センターの運営をスタートさせたが、南小学童保育センターは人口が急増する地域にあり、支援を必要とする子育て世帯も多い。利用する子ども、保護者のニーズに細やかに対応していきたい。その一つとして長期休業中の給食の提供、併せて子ども食堂（南っ子食堂）を開設しているが、継続していきたい。

・子ども家庭総合支援拠点への関与

来年4月迫った改正児童福祉法の施行を踏まえて、さくら市と連携しながら地域子育て支援に力を入れたい。今年度から要支援児童見守り強化事業の委託を受けることとなった。市内の在宅児童とつながりながら、適時必要な支援を届けていきたい。また、さくら市からはショートステイの受け入れ先の開拓について委託されており、今後里親ショートステイを具体化していく取り組みをさくら市とともにやっていくことになる。

・子どもの居場所づくり

上記の支援拠点には、従来の児童家庭福祉では拾いきれない子育てニーズに対応することが求められている。児童養護施設の機能（365日24時間子どもを養育していること）を生かし、家庭の養育機能を補完する場として、子どもの居場所づくりに取り組んでいきたい。

- ・ 県北地区に地域子育て支援拠点を整備

養徳園への依頼の多い県北地区（西那須野）に地域子育て支援のために拠点を設けたい。具体的には、児童家庭支援センター機能を有するグループホームを1か所及び一時保護受け入れ施設を整備したい。

5 里親養育の支援

- ・ フォスタリング機関との連携

本園がこれまでに取り組んできた里親支援の実績を踏まえて、フォスタリング機関（栃木フォスタリングセンターとの連携を強め、里親のリクルート、養育支援、研修・啓発に取り組んでいきたい。

さまざまな背景をもつ子どもの養育は平坦ではない。里親自身の子育て知識や技能、養育観、思いもまちまちである。子どもの最善の利益を考慮しながら時間をかけた丁寧なマッチングに努めるとともに、施設から里親委託をした子どもについて里親と協働で育てていく姿勢をもち、常に子ども状況に関心をもちながら里親・里子を支えていきたい。

- ・ ファミリーホームの設立支援

里親委託の推進は日本の社会的養護の大きなテーマであることを踏まえれば、養徳園が施設養護に拘ることは将来的な発展には繋がらないと思われ、里親やファミリーホームへの支援を強化していかなければならない。また、養徳園の職員には将来ファミリーホームをやりたいと希望する者が数名おり、ファミリーホームの設立支援を考えていきたい。

児童養護施設 養徳園

1 児童養護施設養徳園の運営について

(1) 全体方針

「新しい社会的養育ビジョン（以下、新ビジョン）」の具現化のために、2029年までの都道府県推進計画が策定された。今後家庭養育原則の方針の下、社会的養護の中心は施設から里親へ移行していくことになる。そのような中、児童養護施設にはこれまで以上に地域の子育て支援への参画が求められ、またより高いケアニーズをもった子どもの入所が予想されるなど、高機能・多機能化が求められている。国は里親委託と共に施設の小規模化・地域分散化を強く推進していくことが明確になり、本園としても今後の体制について検討していくことが求められる。

完全ユニット化して9年が経過し、小規模化に伴うさまざまな課題に向き合い続けている。今年度より「野沢ホーム」を廃止し、地域小規模養護施設「野辺山の家」を分園型小規模グループケアとしていく。これまで通り「日々の生活のいとなみ」や「職員との関係性」を重視しながらも、子どもを見立てる（アセスメント）力、表出するさまざまな問題への対応力など、職員個々のスキルアップが求められている。リーダー研修や新任職員研修など階層別の研修を実施し、またOJTの充実など職員の育成にもさらに力を入れていきたい

児童養護施設を取り巻く環境は激動期にあるが、児童養護施設の本分はあくまでも「養育」である。「養育のモデルを示せる水準」を目指して質の向上に取り組んでいきたい。

組織運営については、4つ委員会（給食、環境美化、安全管理、広報）と特別委員会（性教育委員会）を設け、これまでの成果と課題を踏まえ、職員全体で取り組んでいきたいと思う。

(2) 養育・支援について

家庭的養護の推進には、単に養育の形態を家庭的にすればよいというのではない。日々の生活の営みを通して子どもと職員との信頼関係を構築していくことが大切である。真に「家庭的」とはどのようなことなのかを模索しながらケアにあたっていきたい。

子どもの養育に携わる施設職員には日々、専門職として研鑽を積んでいくことが必要であるのはいうまでもなく、同時に、職員個々が巧みに連携しあいチームとして機能していくとともに、職種に関係なく全職員が一体となって子どもの問題に対応していく体制をつくっていかねばならない。

以上のことを踏まえて、令和5年度は次のような取組をしたい。

より実践的な援助マニュアルの策定

養育実践の理論化と実践事例を加えた援助マニュアルを策定し、特に新任の職員を対象に人材の育成に努めてきた。今年度は集中的にマニュアルを生かした研修を行い、さらなる養育の質の向上を目指していきたい。そのために下記の事項について実践事例を収集していきたい。

ア 生活の質の向上

不条理で理不尽な環境の中で育ってきた子ども達の自己肯定感は低い。自己肯定感の涵養には子ども自身が「大切にされている」と実感できなければならない。そのためにも日々の生活のいとなみを改めて見直していきたい。「大切にされている」と実感できるため

に、基本的な生活（衣食住）に心のこもった配慮が求められる。それと同時に特別なケアを必要とする子どもたちに専門的な支援を生活の中で提供できるのが施設の強みでもある。専門性をベースにしながら、子どもたちへのまなざしをどう持ち生活の質を向上していくのか、職員全員で考えていきたい。

イ 生き立ちの整理と育てノートの実践

生き立ちの整理は、出生から今日までつながりのある人生であることを確認することである。これはこれから子どもの人生を確固なるものするために欠かせない作業である。そして育ちアルバム及び育てノートの作成は、職員と子どもがその子の人生と一緒に向き合っていくため、またその子の生き立ちと特性を理解するために必要なプロセスである。

ウ 性的問題、子ども間暴力への対応

危機管理マニュアルに基づき施設内に起こり得る子ども間の問題の対応について職員間で共通理解を図りながら考えていく。昨年度より特別委員会として設けた「性教育委員会」においては、引き続き子ども並びに施設環境のアセスメントを進めていく。また既存の性教育グループ（通称：YTEカンパニー）についても、これまでの事例や性教育のプログラムの積み重ねを行い、日常生活に組み込む取り組みを行いたい。

エ 学習指導の充実

子どもたち個々の状況（潜在的な能力、これまでの養育環境、自己肯定感などの要素）の理解に努め、生活の場での学習指導についての研鑽に励みたい。また小学生に対しては引き続き「公文式教育」の徹底を図りたい。公文式については、学力の向上だけではなく、学習習慣や学習態度の確立の面からも積極的に取り組んでいきたい。

オ 職業指導、リービングケア及びアフターケアの強化

リービングケアについてはユースアフターケア協同組合が行う自立支援研修に積極的に参加するとともに、高齢児合宿を実施し、自立に向けての意識の涵養に努めたい。

アフターケアについては、OB・OG会を開催するなどして退所者の現況の把握につとめたい。また、本園にアフターケアの窓口の設置をはじめ、施設退所後の就労を含む生活状況を見守り必要に応じた支援を行うことで、職場への定着を図り社会的自立を促す。

カ 施設養護におけるソーシャルワーク機能の充実

親子関係の再構築や施設退所後のアフターケア等、家族へのアプローチがこれまで以上に求められている。そのため、家庭介入のあり方、関係機関との連携などに関するスキルアップを目指したい。

キ 里親委託の推進

里親支援専門相談員が配置され里親の開拓および委託の促進が求められている。職員においても里親制度への理解を深め、その推進（ふれあい里親を通しての交流など）、支援（里親委託後のレスパイト対応など）に取り組んでいきたい。

(3) 行事

全体行事

月	行 事	月	行 事
4月	交通指導、花見ウォークラリー	5月	幼児遠足、GWユニット楽しみ会
6月	OBOG会	7月	七夕、奉仕作業
8月	バス旅行、高齢児合宿	9月	
10月	里親交流事業	11月	七五三、創立記念日
12月	非常時総合訓練、奉仕作業、クリスマス会	1月	カレンダー製作
2月	感謝の日 ^{※1}	3月	ひなまつり ^{※2} 、送別会、同窓会

※1 感謝の日を年1回（日中）とする。関係者、支援者を招待し、各ユニットでもてなす。

※2 つるし雛の制作を、年間を通して行う。一般公開する。

ユニット行事

季節の行事（花見、GW、プール、月見、正月、スキーorスケート）

R5年度係り分担

4月	交通指導（薄井）、花見ウォークラリー（給食委員会・安全管理委員会）
5月	五月人形・こいのぼり（栗林・金澤遼） 幼児遠足（石井・平間）
7月	七夕（稲田・重田・熊谷）、奉仕作業（環境美化委員会）
8月	バス旅行（運営会議）、 高齢児合宿（内山・栗林・人見・薄井・重田）
9月	
10月	里親交流事業（永山・松本・金澤俊・万年・金子・鈴木紀）
11月	七五三（菅原）、 創立記念日（薄井・福田寿・佐藤晴）
12月	非常時総合訓練（安全管理委員会）、奉仕作業（環境美化委員会）、
1月	カレンダー製作（広報委員会）
2月	つるし雛・ひなまつり（福田美・寺澤・饗庭・手塚・金子）、 文化祭（万年・金澤遼）
3月	送別会（ ） 同窓会（ ）
その他	感謝の日（ユニット代表者会、金子 ）

2 地域小規模児童養護施設「オアシスの家」の運営について

(1) 援助環境

虐待など不適切な環境の中で生活してきたことに配慮し、担当職員が長期的に受容し手厚いケアをしていく。また、より家庭的な環境に心がけ、子どもの気持ちが安定するよう援助していく。

(2) 生活指導

時間をかけて個々のペースに併せ、基本的な生活習慣の習得に努める。職員が手本となったり、また、子どもにどうしたらよいか考えさせたり、指導方法・内容を工夫していく。

(3) 地域との関係

地域の自治会や育成会に加入し、地域の一員としての自覚をもって生活する。また、スポーツ少年団や公民館活動に積極的に参加する。

(4) 行事

小規模施設の特長を生かし、子どもの状況に応じて臨機応変に適時行事を企画するようにする。行事の回数や費用が本園の実態と比較してかけ離れたものにならないよう配慮する。

(5) 本園との関係

朝、昼の打ち合わせに参加し情報の共有に努める。

休日の日中など職員が手薄の場合にも積極的に本園を利用するなど、本園のサポートの下、運営をしていく。

創立記念日、卒園式など大きな行事は、本園と一緒にいき子ども同士の交流を図る。

(6) 職員の資質向上

日常の援助が独善的にならないよう自己研鑽に励むと共に、職員間で互いに評価しあうなど、自己の援助のあり方を省みる機会を確保する。

とりわけ子どもとの適正な距離のとり方についてスキルアップを図る必要がある。

3 児童家庭支援センター「ちゅうりっぷ」の運営について

児童家庭支援センターちゅうりっぷは、子育てに困難を感じる保護者または子どもに対して、サインズ・オブ・セーフティ（解決志向アプローチ）をベースにした相談事業、ショートステイ・トワイライトステイ等による一時預かり事業を行う。また地域支援として虐待に至ってしまった父親・母親のためのMYTREEペアレンツ・プログラム、弁当配食を通じてヤングケアラー・ネグレクト家庭等への支援、さくら市からの委託契約事業としてショートステイ里親に対する研修相談等業務を実施し、保護者が地域の支援者と安心、安全を感じながら子育てを行える環境を整えていく。

本年度の重点事項として、一時保護、ショートステイ等の一時預かり事業について、最大限受け入れるよう努める。ショートステイ里親等事業を自治体と協働し、安全と安心が保障される子どもの居場所への理解を広げる。

1 地域・家庭からの相談に応ずる事業の推進

- ア) 電話相談、来所相談、訪問相談等による支援を推進する。また児童相談所からの指導委託など、一時預かりや虐待の再発が高いケースは定期的なアセスメントを行い、関係機関と支援の方向性を協議する。
- イ) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）に関して必要と判断されれば関係機関と連携し、事前事後の面談、家庭訪問等を行う。

2 市町の求めに応ずる事業の推進

- ア) さくら市援助方針会議へ主体的にかかわる。
- イ) さくら市の委託契約事業としてショートステイ里親に対する研修相談等業務、令和5年度からのさくら市見守り強化事業（仮称）にかかわる。

3 都道府県又は児童相談所からの受託による指導と里親等への支援の推進

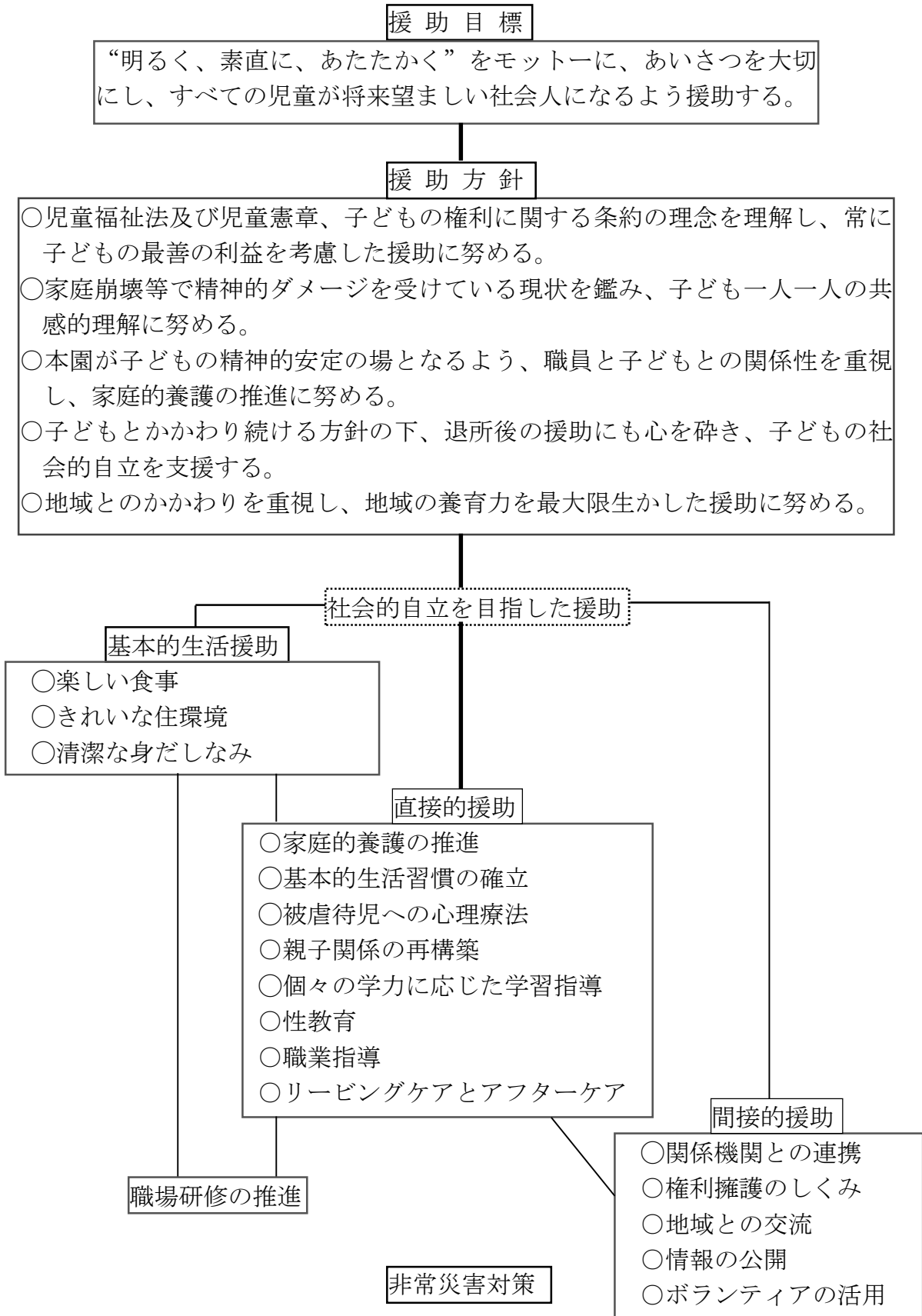
- ア) 児童相談所からの指導委託に関し、関係機関との情報共有と連携を推進する。（再掲）
- イ) 里親及びファミリーホームに対する・支援を推進する。具体的には、里親への個別支援でなく、里親が地域で子育てするための支援、バックアップを児家センの目標にする。ショートステイ里親の体制整備、相談体制の構築、里親サロンも他との差別化などを念頭にする。

4 関係機関等との連携・連絡調整の推進

- ア) 各市町の要保護児童対策地域協議会への参画とケースの協働を行う。
- イ) 民間団体等との虐待防止活動を行う。

児童援助の構造図

R5. 4. 1



令和5年度職場研修計画書

児童養護施設 養徳園

【目的】

- 1 児童養護施設職員としての各々の職種に応じた基本的知識・技能を身に付ける。
- 2 職員それぞれが個人の能力特性を生かし、高い専門性を身に付ける。
- 3 本園の職員としての資質を高める。

【園内研修】

- ・ 新任職員研修（毎月）
- ・ 園内研修（年間8回）

テーマ	月	研修の着眼点
生活の質の向上		<ul style="list-style-type: none"> ・ 日々の養育の営みですべきこと ・ 子どもの回復と育ち ・ 施設の高機能化（小規模、地域分散化について）
学習指導の充実（生活支援の意義と基本的生活スキルの習得）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全で安心できる生活が子どもの成長・発達にもたらす意義を理解する ・ 就学前～思春期～青年期の発達段階について
性的問題、子ども間暴力への対応		<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設内に起こり得る子ども間の問題についてアセスメント及び共通理解を深める ・ 性教育プログラムの日常生活への組み込みについて考える
リービングケア及びアフターケアの強化		<ul style="list-style-type: none"> ・ 包括的アセスメントとは何か ・ 子どもの行動化やSOSサインに気づきその背景にある要因についてのアセスメントする力をつける
生い立ちの整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的養護にある子どもの喪失とは ・ レジリエンスとは、その可能性 ・ ライフストーリーワークの実践＝生活史を紡ぎなおす
施設養護におけるソーシャルワーク機能の充実 (親の理解と家族支援)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもにとって親とは ・ 子どもを虐待してしまう親の心理 ・ 親の理解（精神疾患や嗜癖、発達的あるいは人格的バランス）
里親委託の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・ 里親制度の変遷とこれからの展望 ・ 里親養育の理解と里親との養育の協働について考える
アタッチメントとトラウマの理解		<ul style="list-style-type: none"> ・ アタッチメントとトラウマの理解（被虐待ケースを中心に考える） ・ トラウマインフォームドケアの視点で日常の生活を支える事例検討

【法人としての職員研修】

- 1 リーダー研修（施設長、ユニットリーダー、グループリーダー、FSW、心理担当）
4月、8月を除き、計10回実施
- 2 幅広い視野をもつための勉強会
5/10 はなの家、星の家、月の家、TFCを訪問→懇親会
6/2 ハイキング（尾瀬）
- 3 アタッチメントとトラウマの理解（2回、新任職員は必須）
東
- 4 レジェンドとの座談会（新任職員は必須）
加藤、森、斉藤、酒井
- 5 権利擁護と養育の基本 総合施設長
- 6 中堅・若手が語る児童養護
- 8 県養協
新任職員研修
若手研修
中堅職員
上級職員
基幹的職員
県外派遣
- 9 外部研修
関プロ職員 総合施設長
関プロ研究協議会 園長、総合施設長
全国施設長 園長、総合施設長
関プロ事務管理運営者 園長、豊岡、総合施設長
指導者研修（子どもの虹） 指導者合同研修（子どもの虹）
SBI研修
中堅職員研修（全養協）
FSW研修（全養協）
相談援助に関するもの（児家セ） 被虐待児のケアに関するもの
性的な問題に関するもの 発達障害に関するもの
学習指導に関するもの法人としての職員研修

栃養協部会

ケアワーカー	松本・薄井
FSW	金澤遼・森
調理	金子
書記	豊岡・鈴木紀
看護師	安齋
心理	東
里親	永山

R5 年度 研修計画

研修内容	講師	日時	場所	ケアワーカー				施設長	栄養士 調理	書記	心理	看護	FSW	特別指 導員
				新任	~3年	~10年	10年超							
1 リーダー研修 (ケースカンファレンス)	お互い	毎月第3 水曜 AM	未定	■	■	GL○ ■	YL○ ■	○	■	■	○	■	○	■
2 広い視野を持つための 勉強会	総合施設長	5/10 6/2	外	○					新○	新○	新○	新○		
3 アタッチメント	東	6/15P	喜連川	○					新○	新○	新○	新○		
トラウマ	東	7/6P	喜連川	○					新○	新○	新○	新○		
4 レジェンドとの座談会	齋藤、酒井 加藤、森	12/13A 12/13P	氏家 喜連川	○					新○	新○	新○	新○		
5 権利擁護と養育の基本	総合施設長	9/12A 9/12P	氏家 喜連川	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○
6 中堅・若手が語る児童 養護（座談会）	中堅・若手	1/18A 1/18P	氏家 喜連川	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○
7 新 任 職 員 研 修				○					新○	新○	新○	新○		新○
若手職員研修					○				△	△	△	△	△	△
中堅職員研修						○			榮○	△	○	○	○	△
上級職員研修						○					○			
基幹的職員研修							○		△	△	△	△	△	△
研修内容	講師	日時	場所	ケアワーカー				施設長	栄養士	書記	心理	看護	FSW	特別指

[ここに入力]

[ここに入力]

				新任	~3年	~10年	10年超		調理						導員
8 外 部	関ガロ施設長							○							
	全養							○							
	関ガロ職員			△	△	△	△		△	△	△	△	△	△	△
	関ガロ事務職員									○					
	指導者研修（子どもの虹）						○								
	中堅職員研修（全養）					○	○								
	SBI 研修					○									
	集団給食従事者研修								○						
	相談援助に関するもの					▲	▲							●	
	心理療法に関するもの											●			
	被虐待児のケアに関するもの				▲	▲	▲	▲				●			
	発達障害に関するもの			▲	▲	▲	▲					●			
性教育に関するもの					▲	▲									
学習指導に関するもの					▲	▲								●	

日時の A : 10:00~ P : 13:30~ N : 19:00~ 所要時間は 90 分

○ : 必須、新○ : 新任の年に必須、毎○ : 毎年受ける、△ : 該当する者のうちから施設長が指名

□ : 該当する者のうち希望者、■ : 希望者

● : 施設長が必要と認めた研修、▲ : 施設長が必要と認めた研修に該当する者のうちから施設長が指名

【別紙研修計画に関する留意事項】

- ・ 1～4 の研修は新任職員は必須。他の職員も参加可。・ 5 と 6 は毎年すべて職員が受講すること。
- ・ 8 の研修については、施設長が把握していない研修もあるので、希望があれば積極的に申出ること。ただし、研修に出してくれるかどうかは、予算、内容（業務に直接関係あるか）、本人の必要性、などによって判断する。また、必要経費は施設が負担するが勤務外ということもある。

[ここに入力]

[ここに入力]

令和5年度事業計画

社会福祉法人養徳園

氏 家 養 護 園

養徳器成

「徳を養い器成す」これが本園における養育の根本にある理念である。徳とは何か。養徳園の創設者である野沢益治は、子どもにもわかるように「明るく、素直に、温かく」とおっしゃっていた。子ども一人ひとりの権利擁護に努め、明るい心、素直な心、温かい心を育てることで、人格の涵養に努め、ひいては望ましい社会人として社会に送り出していくこと。これが野沢益治が目指したものであった。

援助目標

“明るく、素直に、あたたかく”をモットーに、あいさつを大切に、すべての児童が将来望ましい社会人になるよう援助する。

援助の基本方針

- 一 児童福祉法及び児童憲章、子どもの権利に関する条約の理念を理解し、常に子どもの最善の利益を考慮した援助に努める。
- 一 家庭崩壊等で精神的ダメージを受けている現状を鑑み、子ども一人一人の共感的理解に努める。
- 一 本園が子どもの精神的安定の場となるよう、職員と子どもとの関係性を重視し、家庭的養護の推進に努める。
- 一 子どもとかかわり続ける方針の下、退所後の援助にも心を砕き、子どもの社会的自立を支援する。
- 一 地域とのかかわりを重視し、地域の養育力を最大限生かした援助に努める。

職員に求められること

求められる人間性		
<p>子どもと共に生活することによって、児童の生命を守り人権を擁護する強い決意とともに、『人間の尊厳』を願って、自らも専門職業人として成長して生きていく態度を持ち、ひいてはひとりの人間として人格の陶冶を目指すこと。</p>		
求められる資質		
<p>○子どもの立場に立った物事の考え方ができること。 ○職員のチームワークを前向きに深め、その中で自分の専門性を発揮しようとする事。 ○施設の特徴を把握し、その特徴を上手く活用し、限られた予算の範囲内で可能な限り子どもにとって最高のサービスができるよう、積極的に努力すること。</p>		
求められる職員像		
経験年数	勤務態度	能力（専門性）
3年目まで	就業規則を遵守し職務に励むとともに、職務分担表にある係分担を先輩職員の助言を求めながら確実に遂行することができる。	児童養護施設の目的及び本園の援助方針を理解して児童への援助を適切に行なうことができる。（児童への接し方に愛情と温かさが感じられるか。）
5年目	職場における自己の役割を理解し、他の職員と協力して責任をもって職務を遂行できるとともに、会議などで自分の意見をはっきりと述べるができる。	児童と信頼関係を築いていくための資質と技能を身につけているとともに、育児、保育、教育、心理、グループワーク、相談援助など児童の援助に関わる分野で、必要最小限の知識を身につけている。（被虐待児など関係形成の難しい児童に対して場に応じた対処ができるか。保護者に対しても指導助言を行なうことができるか。）
10年目	率先して職務を遂行し、かつ、施設全体の職務の遂行状況を把握して若手職員を補助することができるとともに、行事等の企画立案では創造性を発揮することができる。	経験と知識に基づき児童を客観的に理解し適切な支援プランを作成することができるとともに、若手職員へも適切な指導助言を行なうことができる。（ケース会議等では専門的見地から積極的に発言し、各児童の自立支援計画の策定に関与しているか。日常の援助場面で他の職員から相談を受けているか。）
20年目	他の職員の模範となるよう職務を遂行することともに、他の職員への指導助言を適切に行なうことができるなど、他の職員から信頼されている。	育児、保育、教育、心理、グループワーク、相談援助など児童の援助に関わる分野のいずれかで高度の専門的知識技能を有し、それを処遇に生かすとともに、他の職員にも伝えていくことで職場全体のレベルアップに寄与しているか。

児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のために 【10の基本原則】

1. 入所児童の人格の尊厳を尊重し、子どもの権利擁護と養育に努める（権利擁護）
2. 入所児童の育ちの拠点として、子どもの成長、発達する権利を保障する（成長の保障）
3. 入所児童の一人ひとりの個性を尊重し、子どもの悩みや相談、そして願いや要求に真摯に向き合い、子どもの主体的な意思や自己決定の過程を支援する（主体性の尊重）
4. 入所児童のプライバシーを守り、子どもとの信頼関係を醸成することや、子どもたちの良好な人間関係を築く（信頼関係）
5. 入所児童が安心して、安全・安定した生活の営みを得られるように援助・支援をはかるとともに、施設における生活環境づくりに努める（安定した生活）
6. 入所児童に対する体罰や不適切な関わりは人権侵害であり、いかなる理由があれ、許さない（人権侵害の否定）
7. 児童養護施設の事件、事故については、リスクマネジメントの観点から、その発生予防を第一義とし、事件等の発生時においては、迅速かつ適切に対応する（発生の予防と対応）
8. 児童養護施設においては、常に施設全体での法令遵守と倫理意識の高揚に努めるとともに、職員が倫理観を確立させ、人間的な成長と研鑽に努めるよう働きかけていく（倫理観の確立）
9. 児童養護施設が子どもの権利擁護の拠点であるとの使命と役割を認識し、職員が子ども一人ひとりに適切な援助・支援、対応が行われているか、常に点検と職員間の十分な連携をはかるとともに、職員が援助・支援の方法と技術を習得するよう、働きかけていく（点検と研鑽）
10. 保護者をはじめ、児童相談所など関係機関や専門職、地域住民やボランティアなどと連携協力し、地域社会からも信頼され、地域とともに歩む施設運営に努める（地域社会との連携）

【人権の尊重に基づく行動規範】

1. 法人・施設の役員および職員は、子どもに対していかなる理由があっても、体罰や不適切な関わりは一切行わない
2. 法人・施設の役員および職員は、子どもに対して人格を傷つけ、否定するような態度や差別的な言動をとらない
3. 法人・施設の役員および職員は、子どもの人格を尊重した呼称を基本とし、子どもの訴えなどに対して無視、放置や威圧的な態度をとらない
4. 法人・施設の役員および職員は、子どものプライバシーの保護をはかるとともに、個人情報了他に漏らしてはならない
5. 法人・施設の役員および職員は、子どもへの当該施設職員等による体罰や不適切な関わり等の事実があった場合は、これを明らかにするとともに、役職員側に非がある場合は真に謝罪する

全国児童養護施設協議会 倫理綱領

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国児童養護施設協議会

原 則

児童養護施設に携わるすべての役員・職員(以下、『私たち』という。)は、日本国憲法、世界人権宣言、国連・子どもの権利に関する条約、児童憲章、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉施設最低基準にかかげられた理念と定めを遵守します。

すべての子どもを、人種、性別、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、保護者の社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重します。

使 命

私たちは、入所してきた子どもたちが、安全に安心した生活を営むことができるよう、子どもの生命と人権を守り、育む責務があります。

私たちは、子どもの意思を尊重しつつ、子どもの成長と発達を育み、自己実現と自立のために継続的な援助を保障する養育をおこない、子どもの最善の利益の実現をめざします。

倫理綱領

1. 私たちは、子どもの利益を最優先した養育をおこないます

一人ひとりの子どもの最善の利益を優先に考え、24時間365日の生活をとおして、子どもの自己実現と自立のために、専門性をもった養育を展開します。

2. 私たちは、子どもの理解と受容、信頼関係を大切にします

自らの思いこみや偏見をなくし、子どもをあるがままに受けとめ、一人ひとりの子どもとその個性を理解し、意見を尊重しながら、子どもとの信頼関係を大切にします。

3. 私たちは、子どもの自己決定と主体性の尊重につとめます

子どもが自己の見解を表明し、子ども自身が選択し、意思決定できる機会を保障し、支援します。また、子どもに必要な情報は適切に提供し、説明責任をはたします。

4. 私たちは、子どもと家族との関係を大切にした支援をおこないます

関係機関・団体と協働し、家族との関係調整のための支援をおこない、子どもと、子どもにとってかけがえのない家族を、継続してささえます。

5. 私たちは、子どものプライバシーの尊重と秘密を保持します

子どもの安全安心な生活を守るために、一人ひとりのプライバシーを尊重し、秘密の保持につとめます。

6. 私たちは、子どもへの差別・虐待を許さず、権利侵害の防止につとめます

いかなる理由の差別・虐待・人権侵害も決して許さず、子どもたちの基本的人権と権利を擁護します。

7. 私たちは、最良の養育実践を行うために専門性の向上をはかります

自らの人間性を高め、最良の養育実践をおこなうために、常に自己研鑽につとめ、養育と専門性の向上をはかります。

8. 私たちは、関係機関や地域と連携し、子どもを育みます

児童相談所や学校、医療機関などの関係機関や、近隣住民・ボランティアなどと連携し、子どもを育みます。

9. 私たちは、地域福祉への積極的な参加と協働につとめます

施設のもつ専門知識と技術を活かし、地域社会に協力することで、子育て支援につとめます。

10. 私たちは、常に施設環境および運営の改善向上につとめます

子どもの健康および発達のための施設環境をととのえ、施設運営に責任をもち、児童養護施設が高い公共性と専門性を有していることを常に自覚し、社会に対して、施設の説明責任にもとづく情報公開と、健全で公正、かつ活力ある施設運営につとめます。

2010年5月17日 制定

法人としての取り組み（中長期的目標）

令和5年4月

1 施設養護の充実

次のように家庭的養護の推進、里親委託の推進、併せてアフターケアの充実を目指していく。

	養徳園	氏家養護園
2022年度までの状況	<p>定員 40名 完全ユニット化 小規模グループケア 6か所 (本館 3か所、分園 3か所) 地域小規模施設 2か所 家庭支援専門相談員 2名配置 里親支援専門相談員 自立支援専門相談員の配置 児童家庭支援センターの設置 (27年4月) 夜間・休日相談体制整備事業受託 (28年4月)</p> <p>受け入れ定員 52名</p>	<p>定員 40名 完全ユニット化 小規模グループケア 6か所 (本館 4か所、分園 2か所) 家庭支援専門相談員 2名配置 里親支援専門相談員の配置 自立支援専門相談員の配置 南小学童保育センター運営受託 子ども食堂(南っ子食堂)休業→宅食</p> <p>受け入れ定員 40名</p>
2023年度	<p>地域小規模児童養護施設 1か所を分園型 小規模グループケアに転換 野沢ホーム転換(実習生及び電話相談利用) 小規模グループケア 6か所 (本館 3か所、分園 3か所) 地域小規模児童養護施設 1か所 一時保護受け入れ 4名 里親レスパイト拠点の整備 3人目の家庭支援専門相談員配置</p> <p>受け入れ定員 50名</p>	<p>6月に分園新設(6名)→ 小規模化グループケア 7か所 (本館 4か所、分園 3か所) 3人目の家庭支援専門相談員配置 2人目の里親支援専門相談員配置</p> <p>受け入れ定員 40名</p>
2029年度まで	<p>地域分散化を進める。 本館 小規模グループケア 3か所 分園型グループケア 3か所 一時保護受け入れ 4名 野辺山の家廃止→喜連川町内にグループホーム 新設</p> <p>受け入れ定員 50名</p> <p>西那須野地区に児童家庭支援センター機能を 有する地域小規模施設(6名)及び一時 保護受け入れ施設を整備</p>	<p>地域分散化を進める。 本館 6名のユニット 4か所 氏家地区に分園型小規模グループケア (4~6名)を3か所整備</p> <p>受け入れ定員 40名</p>

2 新しい社会的養育ビジョンへの対応

「新しい社会的養育ビジョン（以下、新ビジョン）」に基づき、2029年までの都道府県推進計画が策定された。この計画は、児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を、概ね10年程度で実現すること念頭に置き策定されている。

これらは地域それぞれの実情に合わせて具現化されていくことになると思われる。養徳園が所在する栃木県及びさくら市の状況を改めて精査するとともに、こうした方向性を全職員が共有していきたい。

3 小規模化及び地域分散化の推進

養徳園においては、昨年度より4名定員のグループホームが認められたことで、手狭感のあるグループホーム（野沢・野辺山・オアシス）の定員を6名から4名に引き下げたい。併せて一時保護やショートステイに対応するための定員枠を設定したい。将来的には、本体施設は一時保護やショートステイへの対応、さらに里親委託予定児童の生活の場として機能させたい。

氏家養護園においては、氏家地区（南小学区）にグループホーム3か所を確保することで地域分散化を完成させたい。そのことで現在利用している琴平の家及びみやこ家が空くことになるが、返却するのか、新たに利用するとしたらどんな機能をもたせるのか検討していきたい。

4 地域の子育て支援への参画

新ビジョンにおいて要保護児童への在宅支援の推進が謳われている。施設の多機能化の具体策として下記の取組を行っていきたい。

・児童家庭支援センターの機能の強化

近隣市町の要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）との連携にはもっとも力を入れ、併せてショートステイ及びトワイライトステイの受け入れ体制を整備するとともにヤングケアラーへの対応についても考えていきたい。

・学童保育センターにおける支援の充実

29年度から南小学童保育センターの運営をスタートさせたが、南小学童保育センターは人口が急増する地域にあり、支援を必要とする子育て世帯も多い。利用する子ども、保護者のニーズに細やかに対応していきたい。その一つとして長期休業中の給食の提供、併せて子ども食堂（南っ子食堂）を開設しているが、継続していきたい。

・子ども家庭総合支援拠点への関与

来年4月迫った改正児童福祉法の施行を踏まえて、さくら市と連携しながら地域子育て支援に力を入れたい。今年度から要支援児童見守り強化事業の委託を受けることとなった。市内の在宅児童とつながりながら、適時必要な支援を届けていきたい。また、さくら市からはショートステイの受け入れ先の開拓について委託されており、今後里親ショートステイを具体化していく取り組みをさくら市とともにやっていくことになる。

・子どもの居場所づくり

上記の支援拠点には、従来の児童家庭福祉では拾いきれない子育てニーズに対応することが求められている。児童養護施設の機能（365日24時間子どもを養育していること）を生かし、家庭の養育機能を補完する場として、子どもの居場所づくりに取り組んでいきたい。

・県北地区に地域子育て支援拠点を整備

養徳園への依頼の多い県北地区（西那須野）に地域子育て支援のために拠点を設けたい。具体的には、児童家庭支援センター機能を有するグループホームを1か所及び一時保護受け入れ施設を整備したい。

5 里親養育の支援

・フォスタリング機関との連携

本園がこれまでに取り組んできた里親支援の実績を踏まえて、フォスタリング機関（栃木フォスタリングセンターとの連携を強め、里親のリクルート、養育支援、研修・啓発に取り組んでいきたい。

さまざまな背景をもつ子どもの養育は平坦ではない。里親自身の子育て知識や技能、養育観、思いもまちまちである。子どもの最善の利益を考慮しながら時間をかけた丁寧なマッチングに努めるとともに、施設から里親委託をした子どもについて里親と協働で育てていく姿勢をもち、常に子ども状況に関心をもちながら里親・里子を支えていきたい。

・ファミリーホームの設立支援

里親委託の推進は日本の社会的養護の大きなテーマであることを踏まえれば、養徳園が施設養護に拘ることは将来的な発展には繋がらないと思われ、里親やファミリーホームへの支援を強化していかなければならない。また、養徳園の職員には将来ファミリーホームをやりたいと希望する者が数名おり、ファミリーホームの設立支援を考えていきたい。

法人としての職員研修

- 1 リーダー研修（施設長、ユニットリーダー、グループリーダー、FSW、心理担当）
4月、8月を除き、計10回実施
- 2 幅広い視野をもつための勉強会
5/10 はなの家、星の家、月の家、TFCを訪問→懇親会
6/2 ハイキング（尾瀬）
- 3 アタッチメントとトラウマの理解（2回、新任職員は必須）
東
- 4 レジェンドとの座談会（新任職員は必須）
加藤、森、齊藤、酒井
- 5 権利擁護と養育の基本 総合施設長
- 6 中堅・若手が語る児童養護
- 8 県養協

新任職員研修	大塩、大平、藤野、田代
若手研修	山形
中堅職員	後藤(紀)、小林
上級職員	桑原、上野、竹村
基幹的職員	
県外派遣	
- 9 外部研修

関プロ職員	総合施設長
関プロ研究協議会	園長、総合施設長
全国施設長	園長、総合施設長
関プロ事務管理運営者	園長、豊岡、総合施設長
指導者研修（子どもの虹）	松崎
指導者合同研修（子どもの虹）	竹村
SBI研修	
中堅職員研修（全養協）	福田亘、加藤、山形
FSW研修（全養協）	片岡、田代
相談援助に関するもの（児家セ）	被虐待児のケアに関するもの
性的な問題に関するもの	発達障害に関するもの
学習指導に関するもの	法人としての職員研修

栃養協部会

ケアラー	竹石、後藤(紀)
FSW	片岡、田代
調理	雫
書記	松田
看護師	山形
心理	竹村
里親	岩瀬、芳村

R5 年度 研修計画

研修内容	講師	日時	場所	キャリアカー				施設長	栄養士調理	書記	心理	看護	PSW	特別指導員
				新任	~3年	~10年	10年超							
1 リーダー研修 (ゲームプラン)	おおい	毎月第3 水曜 AM	未定	■	■	GL○	YL○	○	■	○	■	○	■	
2 広い視野を持つための 勉強会	総合施設長	5/10 6/2	外	○				新○	新○	新○	新○			
3 アタッチメント	東	6/15P	喜連川	○				新○	新○	新○	新○			
トラウマ	東	7/6P	喜連川	○				新○	新○	新○	新○			
4 レジェンドとの座談会	齋藤、酒井 加藤、森	12/13A 12/13P	氏家 喜連川	○				新○	新○	新○	新○			
5 権利擁護と養育の基本	総合施設長	9/12A 9/12P	氏家 喜連川	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	
7 中堅・若手が語る児童 養護（座談会）	中堅・若手	1/18A 1/18P	氏家 喜連川	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	
8 新任職員研修				○				新○	新○	新○	新○		新○	
若手職員研修					○			△	△	△	△	△	△	
中堅職員研修						○		△	△	○	○	○	△	
上級職員研修						○				○				
基幹的職員研修							○	△	△	△	△	△	△	

研修内容	講師	日時	場所	キャリア・カー				施設長	栄養士 調理	書記	心理	看護	PSW	特別指 導員
				新任	～3年	～10年	10年超							
9 外部 関プロ施設長							○							
全養							○							
関プロ職員				△	△	△		△	△	△	△	△	△	
関プロ事務職員									○					
指導者研修（子どもの虹）														
中堅職員研修（全養）						○	○							
SBI 研修						○								
集団給食従事者研修								○						
相談援助に関するもの						▲	▲					●		
心理療法に関するもの										●				
被虐待児のケアに関するもの						▲	▲			●				
発達障害に関するもの				▲	▲	▲	▲			●				
性教育に関するもの						▲	▲							
学習指導に関するもの						▲	▲						●	

日時の A：10:00～ P：13:30～ N：19:00～ 所要時間は90分

○：必須、新○：新任の年に必須、毎○：毎年受ける、△：該当する者のうちから施設長が指名

□：該当する者のうち希望者、■：希望者

●：施設長が必要と認めた研修、▲：施設長が必要と認められた研修に該当する者のうちから施設長が指

I 児童養護施設 氏家養護園

1 児童養護施設 氏家養護園の運営について

(1) 全体方針

国から示された「新しい社会的養育ビジョン」を基に栃木県においても今後10年間の社会的養護推進計画がとりまとめられているが、それに 当園でも同ビジョンを踏まえ分園型小規模グループケア3か所目を設置し、完全小規模化・地域分散化を実施する。(令和5年6月建物完成予定)

またそれによってできる本園の空きスペースにおいて、ショートステイ・トワイライトステイ・委託一時など在宅支援の拠点となるような体制作りを整え、地域のニーズに対応できるような拠点づくりに努める。

(2) 処遇援助について

「家庭的養護」の推進とは、単に養育の形を家庭的にすればよいというわけではない。規模を小さくするのはもちろんのこと真の家庭的養護を目指していきたい。特に新設する小規模グループケアは、男女混合縦割りの子どもの構成とし一般家庭に限りなく近い形での生活を追求していきたい。規制やルール、大人の都合等で物事を考えるのではなく、子どもファーストで物事を考える視点をもってケアに当たっていきたい。

2 各種会議の充実

組織化の確立と同時に職員の意見を広く吸い上げるために下記のような会議を設けることとする。

- ① 職員会議…毎月1回第1火曜日午前中に全職員対象
- ② 運営・代表者会議…毎月1回、園長・YL、GL等
- ③ 全体ケース会議…毎月1回第3火曜日、午前に全職員対象
- ④ グループ会議…毎月1回第2・第4火曜日に各グループ職員が中心（その他必要に応じて回数・参加者はその都度決める。）
- ⑤ 各種支援グループ会議…毎月1回第3火曜日の午後に各グループごとに
- ⑥ 職員自主研修…毎月1回第2火曜日の午後に任意参加

3 各種支援グループの充実

①生活支援グループ

◇基本的な生活習慣と社会的マナーを身につけることができる。

◇自分で考えて行動することができる。

- ・園で生活する児童一人一人が思いやりをもち、他児に迷惑をかけず主体性のある行動をし、日々安心して過ごすことのできる生活づくりを支援する。
- ・職員は児童が自主的に意見を述べる機会を摘んでしまうことのないよう、児童と共に生活する中で子どもの気持ちが汲めるよう心掛ける。また、基本的な生活習慣の定着を図り 継続的な支援を行うことで、子どもたち自身が主体的により良い生活習慣や社会的マナーを獲得することを目指す。

衣服について

- ・洗濯された衣類と使用した衣類の分別ができ、清潔感を保つことができる。
- ・体調管理に合わせ、時期に合った服装を選ぶことができる。
- ・場面に応じた服装を選ぶことができる。
- ・衣類の紛失がなく自己管理ができる。
- ・洗濯済の衣類を整理し、自分の収納スペースにしまうことができる。

入浴について

- ・入浴は決められた時間内に済ませ、節約に努める。
- ・入浴中の時間に配慮するなど状況に合わせた行動ができる。
- ・体をよく洗ってから湯船に入りお湯をきれいに使うことができる。
- ・清潔を保つことができる。

私物の管理について

- ・私物について責任をもち管理することができる。
- ・他者に危害を加えかねない物の使用について、使う場をよく考え自己判断ができる。
- ・私物を個人で管理しきれない場合、職員との話し合いのうえ管理することができる。
- ・私物に限らず、資源を大切にす気持ちをもつことができる。
- ・私物をむやみにあげたり他児の物を勝手に使用したりすることなく、私物と他児の物の区別をすることができる。

居室・共有スペースの使い方について

- ・整理整頓を心掛け、きれいな状態を保つことができる。
- ・汚れやほこりが溜まっている場所があれば、積極的に掃除しようとする気持ちもてる。
- ・自分以外の居室に無断で出入りすることのないよう心掛ける。
- ・共有資源（電気・ガス・水道など）を使用する際、節約を心掛ける。

②余暇支援グループ

◇日々の生活の中で伸び伸びと遊びや活動に参加出来る。

◇意欲をもって行事に参加し楽しさと喜びを育むことが出来る。

支援の留意点

- ・計画の段階から子どもたちの意見をよく聴き、自主性・積極性を養う。
- ・早期に計画を進めることで行事への期待感を持たせ、積極的に参加出来る環境を整える。
- ・子どもたち一人一人の健康状態に留意し楽しく過ごせるように配慮する。
- ・器具・用具の安全確認に努め、事故の未然防止に配慮する。
- ・余暇活動・遊びには職員も積極的に参加し、共に遊び・共に楽しむことで健全な遊びを教えると同時に関係性を深め、体力の向上と情緒の安定を図る。
- ・コロナ禍の状況を踏まえ、外出が難しい場合には園内での活動も充実させ、子どもたち

が楽しく過ごせるように工夫していく。

支援内容

(1) 日常的なもの

- ・園庭でのサッカー・野球などの球技、室内でのボードゲーム・幼児玩具などの遊びが出来るような環境を整える。
- ・備品の充実、安全確認などに配慮し、子どもたちの遊びの選択の幅を広げる。

(2) 継続的なもの

- ・グループワークの原則を踏まえ、スポーツ・文化の両分野で計画的・継続的なプログラムを提供する。
- ・子ども会議グループと連携して子どもたちの意見を積極的に取り入れ、活動に生かしていく。(DVD観賞会・お楽しみ会など)

(3) 行事

- ・年間行事予定に基づき計画・実施する。

③ こども会議

◇集団生活において、子どもの要望や意見が日常生活の中で反映しにくい状況もあるため、子どもたちの意見を最大限に反映させるために、“施設だからできない”のではなく“施設でもできる”という観点に立って子どもたちの意見に耳を傾け、子ども主体とした施設運営を目指していく。行事の内容や日常生活の改善点などを子どもたちと一緒に考え、子どもたちが自分たちの生活に参画しているという意識を持たせ、子ども主体の生活を目指す。

◇定期的にこども会議を開き、不満や現状を吸い上げ、吐き出せる場を持つ。

◇意見箱を設置して月末に確認を行う。こども会議の場では発言しにくい子どもの意見をいつでも吐き出せる場にする。

意義

- ・大切な権利の1つである、意見表明権を使える機会となる。
- ・施設としては、子どもの不平・不満・苦情はもとより、注文、要望を把握しやすい。
- ・年少者も平等に発言権を持つため、年長者の日常の言動の独走を阻むことができる。
- ・子ども個々の意見は反映されにくいとしても、集合すれば強力な意見となる。
- ・子どもたちの意見が反映されることの中で決めたことなら、「やらされている」「押し付けられている」という感覚は少ない。
- ・個々に浸透・説得が難しい案件でも、子どもたちの納得が得られれば、「子どもたちの意見」となって、意欲的な協力が期待できる。
- ・行事の成否には、子どもの協力が欠かせない。

留意点

- ・子どもたちからの意見を吸い上げる際、自由に議論していると過大な要求や実現困難な希望が出やすくなる。そのため、議題とする焦点は決めておいた方がよい。
- ・ある程度の人数が集まると、影響力のある子の意見に誘導的または振り回されやすい。

そのため意見を述べるときには、一人ずつ発言してもらおうと場も落ち着く。

- ・話し合いの場での発言は、責任をもって発言をすることが大切。場の雰囲気やふざけてしまう子もいるため、職員がその意見をその都度確認してあげるとまとまりやすい。また話し合いで決まったことは、責任をもってみんなで取り組んでもらう。
- ・自分勝手な意見やわがままを言う場ではないことを認識してもらおう。しかし子どもの話を聞いてあげることが大切なため、不満がある子どもには別枠で時間を作ってあげると良い。

内容

〈こども会議の進め方〉

- ・子どもが主体となって話し合ってもらえることが目標であり、和やかな雰囲気の中で普通の会話のような形で行っていく。
- ・子ども主体であると、過度な要求や自分本位な意見がでやすい。園として職員会議等に諮り、そのうえで返答しなければならないこともあることを理解してもらおう。
- ・子どもたちから出された意見・要望等は、なるべく早く返答できるように各グループで協議してもらい、意見を集約したうえで、返答・決定していく。
- ・子ども会議で出た意見やそれに対する返答・決定した事については、職員にも共有する。

④食育・給食グループ

- ◇食べる事の必要性を学ぶ
- ◇年中行事の際の食べ物の伝統を学ぶ
- ◇自分たちの手で野菜などを作り、その大変さ、大切さを学ぶ
- ◇工場見学などを通してその出来上がるまでの工程を学び大切に作る心を養う
- ◇自分たちの手で作る楽しさを学ぶ

I 行事食

- 4月 入学祝
- 5月 ふれあい祭り
- 6月 運動会
- 7月 七夕・土用の丑
- 8月 キャンプバーベキュー
- 9月 十五夜・運動会
- 10月 運動会
- 11月 七五三
- 12月 クリスマス会・冬至・餅つき
- 1月 おせち料理・七草粥
- 2月 節分・初午（しもつかれ）・バレンタインデー
- 3月 ひなまつり・卒業祝う会・ホワイトデー

- ◇誕生日の日に担当が希望献立を作る。
- ◇誕生会と各グループでのグループ調理を全12回実施。

II 食育

- 4月 野菜作り（種まき）
- 5月 野菜作り
- 6月 お菓子作り
- 7月 野菜収穫
- 8月 スイカ割り・流しそうめん・パフェ作り
- 9月 パン作り・団子作り
- 10月 餃子作り
- 11月 焼き芋
- 12月 ゆず風呂、ケーキのデコレーション
- 1月 料理講習
- 2月 バレンタインチョコ作り
- 3月 ホワイトデーカップケーキ作り

◇年度末には卒園生を対象に料理講習

食事について

I 食前

- ・食前に手を洗える。
- ・濡れた手を着衣で拭かず、ペーパータオル等で拭くことができる。
- ・乾いた手にアルコールをすることが出来る。

II 食事中

- ・食事中に足を遊ばせることなく、椅子に正しく座ってられる。
- ・一般的に「ご飯は左手」「お箸は右手」と知識として知ることが出来る。
- ・正しくお箸を持つ事が出来る。
- ・おかずを偏食無く食す事が出来、良く噛んで食べる事が出来る。
- ・片手食べやテーブルに肘をついて食べないよう心がける。
- ・無用な出歩きや食事中の遊びはせず、迷惑をかけることのないよう心がける。
- ・食すことの大切さ、作ってくれた人への感謝の気持ちが持てる。

III 食後

- ・食器を片付け、自分で出したゴミは自分で片付けることができる。
- ・こぼした物を拾い、テーブルの上を台布巾で拭くことができる。

IV 食育について

- ・食すだけでなく、食事を作る楽しさ・重要性、食材の出来るまでの経過、食器など目で見る楽しさ等を学ぶ。

V 偏食のある児童について／その他

- ・一口でも食べる事が出来る。
- ・アレルギー等をもつ児童については、調理・配膳時に職員側が配慮する。
- ・アレルギー児童について、学校と連携を取りながら情報交換していく。

⑤研修（虐待対応委員会）グループ

◇継続的な被措置児童虐待防止研修を行う。

施設内で起こり得る場面を想定し、職員同士で対応を検討する。

◇施設内研修を充実させる。

定期的・継続的な研修、各種研修報告、定期的な権利擁護自己評価などを実施。

◇安全教育を充実させる。

防災係と連携し、定期的な実技講習を外部に依頼する。（杖、AED等）

◇性教育の体系的な組織づくり

継続的、実践的な研修を一年間通して実施できるような体系をつくるのが目標。

4 各グループの目標

<おおぞら>

1. 楽しく・仲良く・元気よく過ごす。
2. あいさつ・お礼が言えるようにする。
3. 思いやりの気持ちを大切にす。

小学生 ・毎日元気に登校をする。
・学習と遊びのメリハリをつけて生活をする。
・基本的な生活習慣を身につける。
・他児の気持ちを汲み取り、やさしく接することができるようにする。

中学生 ・高校進学を見据えての学習の習慣化と部活の両立を図る。
・基本的習慣の確立。
・様々な体験を通し、社会性を身につける。

<だいち>

1. お互いの良い部分に気づき合えるようにする。
2. 相手が嫌がる言動や行動をしないようにし、お互いを思い合う生活ができるようにする。
3. 自他の物の区別をする。

小学生 ・年齢に応じた基本的な生活習慣の確立をする。
・「楽しいこと」と「やるべきこと」とのメリハリのある生活をする。
・宿題、自主学習の定着が出来る。

中学生 ・基本的な生活習慣の確立をする。
・他者への心配りを身に付ける。
・進路を考え、家庭での自主学習にも自ら取り組む。
・日々の生活を通して将来に向けての社会性を身に付ける。

<ひだまり>

1. あいさつを大切にする。
2. 思いやりを持ち、相手の気持ちを考えて行動する。
3. 明るく元気に、楽しく生活をする。

幼児 ・ 仲良く、元気に、安全に過ごす。
・ 排泄の自立が出来る。
・ 身辺を清潔に保つ気持ち良さを覚える。

小学生 ・ 毎日元気に登校する。
・ 基本的な生活習慣を身に付ける。
・ ひとりひとりに合ったレベルの学習を積極的に進める。

高校生 ・ 社会性を身に付ける。
・ 卒業後のイメージを立てながら、自立に向けたリービングケアを図っていく。

<そよかぜ>

1. 相手を思いやる気持ちを大切にする。
2. 楽しく元気に生活する。
3. あいさつやお礼を言えるようにする。

幼児 ・ 基本的な生活習慣の自立。
・ 明るく元気に過ごす。
・ 自分の気持ちを言葉で伝えられるようにする。

小学生 ・ 学習と生活の基礎・基本の定着。
・ 規則正しい生活を送る。
・ 人との関わりを大切にし、コミュニケーション能力を身に付ける。

<琴平の家>

- ・ 中学生、高校生の女子グループ。
- ・ 家庭的な環境での支援を実施。
- ・ 「家」として安心した生活が営んでいけるようにしたい。

○中学生 ・ 社会性を身につける
・ 部活動と学習の両立。

○高校生 ・ 自立に向けたリービングケアの充実を図る。
・ アルバイトをして自立後の社会性を身につける。
・ 卒業後のイメージが建てられるように支援していく

- ・一人勤務が多いので職員間の連携不足が起きないように、報告、連絡、相談を密に行い、施設長、他の職員にも情報共有を図ることでケアの基準を底上げしていきたい。
- ・子どもたちの些細な変化にも気を付け、職員が子どもたちの声に常に耳を傾け丁寧な支援をしていきたい。

<みやこ家>

○前年までの取り組みとして、まずは安定した学校生活を送り高校を卒業することを目指し日々の支援をしてきた。しかし、進路変更により退学するケースや学校生活で落ち着かず指導を受ける事項もあった。今後、自立に向けての将来の見通しを共に立てていくことや日々の生活を共に作っていく中で関係形成を行い、自立支援につなげていきたい。

○高校生活は自立に向けての3年間であるが、進路決定に目を向けがちになってしまうことで、自立支援の部分が不十分であることが見えてきた。実際、自立後の生活で困ってしまい、連絡をしてくるケースが多くみられる。また、生活で困っている状況になっても連絡をしない、取れないというようなケースもある。このようなことを踏まえ、自立へ向けた支援を重点支援項目としたうえで、継続した支援・アフターケアにつなげていけるように、日々の子どもとの会話を大切にして丁寧な支援をしていきたい。

○分園型小規模グループケアという特性から一人勤務が多い中で、職員の孤立化やケアの連携不足が起きないように、これまで以上に本園との連携を密にし、施設長、ユニットリーダー、他職員とも情報共有を図ることでケアの基準の底上げを図る。

「家庭的生活の充実による関係形成・自主性の促進」

高校生とはいえ、まだまだ職員に依存している場面が多くみられる。分園型小規模グループケアの特性を生かして、児童とのより深い関係形成を行い支援につなげる。また、日々の生活を通して高校卒業後に自立して生活していくことを意識できるよう、職員側も意図的に関わりを持っていきたい。

「リービングケアの充実」

3年生の卒園を迎えた時期での支援に重点が置かれがちであり、卒園までの間で十分に自立に向けての情報提供や準備が出来ていない部分がある。このことを踏まえて学年に関係なく、その子どもに合わせた支援を展開していきたい。

具体的な支援として、調理や洗濯等の家事全般については、職員が手本となり見せて説明すること、また一緒に実践していくことで自立後のイメージを立てられるようにしていきたい。また、一人暮らしに際しての手続きや準備(金銭的な物)、生活必需品などをまとめたマニュアルを作成し、子どもたちと一緒に考えられる機会を設ける。

アフターケアにおいては、施設長、自立支援専門相談員と連携を取り、共にケアにあたる。

業務分担表（令和5年度）

1. 管理部門

文書…松田、齊藤、舘野	学用品…後藤（紀）、大平
会議議事録保管…松田	保育用教材、図書、遊具…片岡、佐藤
勤務表…小野、舘野	寄付物品及び礼状…松田、加藤、竹村
出勤簿…松田	ユニットリーダー…齋藤・小野・舘野
小口現金…松田、齋藤好、酒井	おおぞら…永井
寄付金…松田	だいち…大谷（典）
鍵保管…松田	ひだまり…後藤（華）
自動車…亀山、竹石、小林	そよかぜ…竹石
自転車…永井、桑原	琴平の家…松崎
ケース記録…各担当	みやこ家…三ツ俣
写真…後藤（紀）、佐藤	新設…大谷（順）
消防設備…亀山	子ども政策課…松田
非常通報…亀山	社協…亀山
施設警備…亀山	児相…小野、舘野、各担当
電気設備・保安…亀山	幼稚園…
保険証・受診券…山形、各担当	小学校…片岡・竹石
医薬品…山形	中学校…桑原・佐藤
保健関係…山形	高校…各担当
衛生材料…山形	健康福祉センター…加藤
病原菌検査…加藤	里親関係…芳村・岩瀬
食費弁償…加藤	実習生受入れ…後藤（紀）（県内外短大）、 永井（大学）
検食簿…加藤	勝山子ども育成会…片岡・竹石
器具什器…雫、加藤	ボランティア受入れ…竹村・亀山
調理用消耗品…加藤	嘱託医…看護師
備品・事務用消耗品…松田、永井	広報誌…大谷（典）・竹石・後藤（華）
日用品…片岡、佐藤、大塩	
寝具…大谷（典）、藤野	

2. 処遇関係

入所児童受け入れ…小野、舘野、各担当	退所児童手続き…亀山、齊藤、各担当
自立支援・退所事後指導…亀山、齊藤、各担当	自立支援計画…舘野、小野、齊藤、各担当
巡回相談…小野、舘野、齋藤	施設処遇援助事業…永井、竹村
就職・進学支度金…松田、三ツ俣、松崎、各担当	家庭支援調整…酒井
職員会議…小野	ケース会議…舘野
施設調査…松田	病児支援・予防接種…山形
嗜好、残食調査…加藤、雫	厨房整備…雫
環境整備…桑原、竹石、丸山、松崎	避難訓練…亀山、小林
余暇支援G…◎後藤（紀）、片岡、大平、亀山	
食育、給食会議G…◎加藤、酒井、小野、藤野	

子ども会議G…◎後藤（華）、桑原、舘野、雫

生活支援G…◎竹石、小林、大塩

研修G（安全教育・性教育）…◎竹村、永井、大谷（典）、佐藤、山形

2. 事業計画、報告

事業計画、報告…松田、小野、舘野、齊藤

3. 各種担当

家庭支援専門相談員…酒井、片岡、田代

里親支援専門相談員…芳村、岩瀬

自立支援…亀山

小規模GC…後藤（華）、竹石、永井、大谷（典）、松崎、三ツ俣、大谷（順）

個別対応…桑原

心理療法…竹村

氏家養護園職務分担表

園長	施設の運営・管理に関する全般、人事並びに給与に関する事項、会計責任及び印鑑保管に関する事項
事務	経理に関する全般、預金通帳・小口現金保管に関する事項、共同募金配分申請に関する事項、重要文書の保管に関する事項、補助金申請に関する事項、人事・給与に関する補助業務事項、建物・設備の整備管理に関する事項、事業計画・予算並びに事業報告・決算及び財務諸表作成に関する事項、庶務に関する全般、措置費の請求に関する事項、児童の入、退所に関する事務事項、職員の厚生に関する事項、職員の採用・退職に関する事項、事務用物品の出納・保管に関する事項、職員の勤務状況の記録・整理に関する事項、有給・特別休暇に関する事項
基幹的職員	施設の運営・管理に関して園長を補佐すること、職員の指導に關すること、児童の生活支援・保育・学習指導に関する全体的な指導
指導員・保育士 看護師・セラピスト 保育士補助 管理宿直等職員 調理員等職員	児童の生活支援・保育・学習指導に関する全般、園内外の生活環境の保全に関する事項、災害防止並びに避難訓練に関する事項、学用品・運動用具・遊具等の整備に関する事項、学校及び地域社会との連絡・調整・協力に関する事項、在園児経過報告に関する事項、児童の入院・通院に関する事項、児童の健康管理に関する事項、各種会議に関する事項、その他養護上必要と認める事項
家庭支援専門相談員	家庭調整に関する事項、児童相談所等関係機関との連絡調整に関する事項
里親支援専門相談員	里親調整に関する事項、児童相談所、里親連合会等関係機関との連絡調整に関する事項
自立支援専門相談員	就職及び就職準備等に関する事項、アフターケア等に関する事項、児童の自立のための支援全般
栄養士	献立表・栄養記録・報告に関する事項、志向調査・献立会議に関する事項、食材料の発注・保管・受払に関する事項、調理実務指導に関する事項、食器、調理器具、調理室及び園内外の衛生管理に関する事項、調理用物品の保管に関する事項、調理室の火気取扱に関する事項、その他養護業務の補助に関する事項
調理員	調理業務に関する全般、食器・調理器具及び園内外の衛生管理に関する事項、食材料の保管・受払に関する事項、その他養護業務の補助に関する事項
特別指導員	スポーツ及びレクリエーション指導

職員組織表

No		職名 (グループ)	氏名	備考
1	1	統括主任・YL	齊藤 好一	分園型グループケアユニットリーダー
2	2	主任保育士・YL	小野 明美	おおぞら、ひだまりユニットリーダー
3	3	指導員・YL	舘野 義博	だいち、そよかぜユニットリーダー
4		おおぞら	小野 明美	
5	4	"	永井 健二	GL
6	5	"	後藤 紀子	
7	6	"	小林 秀和	
8	7	だいち	大谷 典子	GL
9	8	"	桑原 亮太	
10	9	"	片岡 弘江	
11	10	ひだまり	後藤 華織	GL
12	11	"	佐藤 優衣	
13	12	"	酒井 春子	
14	13	"	大平 真緒	
15	14	"	大塩 菜月	
16		そよかぜ	舘野 義博	
17	15	"	竹石 朋浩	GL
18	16	"	藤野 多江子	
19	17	みやこ家	三ツ俣 悟	GL
20	18	"	福田 亘	
21	19	"	丸山 翔太	
22	20	"	長内 紀代子	
23	21	琴平の家	松崎 剛史	GL
24	22	"	上野 奈穂	
25	23	"	長谷川 友美	
26	24	"	澁谷 啓子	
27	25	新規	大谷 順一	GL 6/1~
28	26	"	齊藤 玖弥	
29	27	"	諏訪 すずか	
30	28	"	大谷 幸子	6/1~
31		FSW	酒井 春子	
32		FSW	片岡 弘江	
33	29	FSW	田代 喜美子	
34	30	心理士	竹村 有貴	

35	31	自立支援専門相談員	亀山 勝伸	
36	32	里親支援専門相談員	芳村 寿美子	
37	33	里親支援専門相談員	岩瀬 梢	
38	34	看護師	山形 薫	
39	35	園長	大谷 順一	
40	36	事務	松田 真弓	
41	37	栄養士	加藤 理彩	
42	38	主任調理員	雫 潤子	
43	39	調理員	臼井 和枝	
44	40	特別指導員	田中 鴻成	
45		育休	上野 奈穂	6/1～琴平
46	41	嘱託医	中津川 昌利	

令和5年度
南小学童保育センター
事業計画書(案)

社会福祉法人 養徳園

令和5年度の運営について

1、支援員体制

センター A組 3年生担当 中村洋子 見目和枝 手塚春美
B組 1年生担当 菊池千晴 福嶋通子
F組 1年生担当 大根田枝里子 小室みず江 大谷幸子（4月）
分室 E組（第2学童） 2年生担当 荒川秀美 小堀久美子 半田美紀子
C組（プール棟） 4年生・6年生担当 中山智子 中山幸夫
D組（プール棟） 5年生 柏木広子 佐々木百代
全体支援職員 黒尾マリ子 福田三江子
地域支援職員 田代喜美子

2、体制の考え方

- ① 現時点で、189名（別紙Ⅰ）の申請が出ており、各教室の担当支援員が責任をもって、児童が安心して安全に過ごせるよう細心の注意をもって努める。
- ② 全支援員が常に連携を図り、児童の様子に気を配り、児童間のトラブル、保護者からの要望等に迅速かつ丁寧に対応するとともにセンター長への連絡報告相談を確実に行う。
- ③ 児童が下校するまでの時間を有効かつ計画的に活用し、ミーティングの中身の充実をはかり、情報共有、また児童の受け入れに必要な準備を進める。
- ⑤ 各担当は、ミーティングで話し合い、行事等にそって発注をセンター長と連携する。おやつ担当は、食物アレルギーや体調管理が必要な児童については確実に対応する。
- ⑥ 健康状態に配慮が必要な児童には職員が連携し的確に対応する。

2、各担当 ◎おやつ係 小室 中村 荒川 柏木

季節感のあるおやつの発注をとりまとめる。食物アレルギーや健康上配慮の必要な児童には個別に準備する。

◎行事・保育材料係 菊池 見目 小堀 中山（智）

児童が楽しく過ごせるよう工夫し各月の行事を計画するとともに、行事に必要な保育材料や衛生用品等が不足しないよう確認しセンター長に発注を依頼する。

壊れた玩具・破れた図書等がないか点検し必要に応じて補充する。

3、春休みのシフト 別紙Ⅱのとおり

4、学童保育のスケジュール 別紙Ⅲのとおり

5、指導員の業務とミーティングの持ち方

- ① 基本的に通常時は14時から全体でミーティングを実施する。
- ② 春休み等一日保育の場合は交代勤務になり、全体ミーティングができないため連絡ノートに十分に活用し午前・午後の支援員でよく引き継ぎを行う。

4、延長保育の対応

- ① 柏木がとりまとめ、翌月にセンター長が請求書を作成する。
- ② 分室は18時20分になったらセンターに移動しセンターで合同延長保育を行う。センターに引率する際は安全に十分注意する。

ほう ほう ほう
報告・連絡・相談を確実に！！！！

基本方針

1 放課後児童クラブ運営指針に則った運営

国が示した放課後児童クラブ運営指針を職員一人一人が理解し、それを順守する。

2 切れ目のない子育て支援

地域、家庭の養育機能が低下する今日、放課後児童クラブには家庭養育を補完する役割が求められている。家庭養育の問題は、子どもが学齢に達した後に多く見えてくるが、年齢が高くなるにつれ、子ども・家庭への適切な支援がないのが現状である。養徳園に併設されている児童家庭支援センターとも連携の下、支援を必要とする子ども・家庭のニーズを的確に把握し、適切な支援を切れ目なく届けていくことを心掛ける。

3 子どもの居場所としての放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、子どもがくつろげ、交流できる空間でなければなりません。クラブに来ると「楽しい」「ほっとする」と思えるような居場所を目指し、子ども同士の、よき大人との出会い、語り、遊び、行事等の参加による交流を通して、子どもの社会性・創造性・自主性を培っていく。

研修計画

【目的】

- 1 放課後児童支援員としての基本的知識・技能を身に付ける
- 2 職員それぞれが個人の能力特性を生かし、高い専門性を身に付ける
- 3 法人職員としての資質を高める

【内容】

- ・放課後児童指導員認定資格研修
- ・発達障害の理解と支援に関する研修
- ・コモンセンスペアレンティングの研修
- ・子どもの権利擁護に関する研修

令和5年度 南小学童保育センター年間行事計画

<活動のねらい>

1. 安全と安心を第一目的とし、心休まるアットホームな居場所を提供する。
2. 家庭との連携をはかり、不測の事態に的確に対応できるよう努める。
3. 各種ボランティア等と連携をし、地域の中で豊かな心身を育む。

月	主な行事	備考	月	主な行事	備考
4	誕生会		10	誕生会	
	歓迎会	社会性		ハロウィン準備	季節製作
	お花見	季節行事		ハロウィンパーティー	季節行事
5	誕生会		11	誕生会	
	こどもの日お祝い	伝統行事		クリスマス飾りつけ	季節製作
	鯉のぼり・兜製作				
6	誕生会		12	誕生会	
	七夕飾り作り	季節製作		クリスマス会	季節行事
				お正月の準備	季節製作
7	誕生会(七夕会)	伝統行事	1	誕生会	
	折り紙教室	知育		お正月の遊び	伝承
8	誕生会		2	誕生会	
	ミニ夏祭り	季節行事		鬼のお面作り	季節製作
	折り紙教室	体育行事		豆まき	伝統行事
9	誕生会		3	誕生会	
	お月見飾り付け	季節製作		ひな祭り	伝統行事
				お別れ会	

令和5年度 収支予算書

(合計192名)

36 28 32 25 43 28 (単位 千円)

区分		南小計	センター長	学童A	学童B	学童C	学童D	学童E	学童F		
収入	指定管理料	23,300	3,700	4,200	2,800	2,800	2,800	4,200	2,800		
	キャリアアップ処遇改善補助金	1,400		300	200	200	200	300	200		
	感染症対策事業費補助金	700		200	100	100	100	100	100		
	処遇改善臨時補助金	1,980	132	396	264	264	264	396	264		
	保護者負担金	16,300		3,300	2,500	2,700	2,000	3,300	2,500	2,500	保育利用料
		800		100	200	100	100	100	200	200	延長・土曜・一時保育
経常収入計(1)		44,480	3,832	8,496	6,064	6,164	5,464	8,396	6,064		
支出	人件費	賃金	25,200	3,000	4,700	3,200	3,200	3,200	4,700	3,200	
		職員諸手当	650	50	100	100	100	100	100	100	通勤手当等
		法定福利費	3,900	500	700	500	500	500	700	500	社会保険・雇用保険料
		小計	29,750	3,550	5,500	3,800	3,800	3,800	5,500	3,800	
	事務費	福利厚生費	290	30	45	45	40	40	45	45	健康診断料
		会議費	30	30							定例打合せ他
		消耗品費	350	350							紙・ファイル等
		通信運搬費	300	300							電話・切手等
		賃貸料	300	300							コピー機等
		小計	1,265	1,010	45	45	40	40	40	45	
	事業費	消耗品費	2,600		500	400	400	400	500	400	トイレトペーパー、洗剤等
		光熱水費	1,600	1,600							
		修繕費	100	100							備品修繕
		業務委託費	1,000	1,000							警備・消防・清掃業務委託等
		損害保険料	300	300							
保育材料費		2,200		400	450	300	300	300	450	画用紙、文具、書籍等	
食糧費		5,550		1,100	750	1,100	750	1,100	750		
予備費		115	115								
小計	13,465	3,115	2,000	1,600	1,800	1,450	1,900	1,600			
経常支出計(2)		44,480	7,675	7,545	5,445	5,640	5,290	7,440	5,445		
経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		0	-3,843	951	619	524	174	956	619		